

例

- 一 友だちは頻に上京を勧めるけれども、兄はそれに賛成しない。
- 二 酒と煙草とは衛生に害あれば、之を禁ずるを可とす。
- 三 知らせを聞いて巡査の馳せて来た時には、賊は既に影を隠して居た。
- 四 家の前に小川ありて、家の後に花園あり。
- 五 本日通運にて送り出し候間、御ためし下され度候。
- 六 これら窒扶斯其他各種の悪疫流行の際、特に豫防を怠るべからず。
- 七 午前七時迄に乗車するものに限、電車賃を半減す。
- 八 明治二十七年に韓國に騒動の起つたとき、清國はことわりなしに兵隊を韓國へ送りました。

六 主語と述語との間隔甚しきとき主語の下

例

- 七 父は、太郎の此項の様子がすつかり變つて来たのを、ひどく心配した。
- 八 主語客語等を特に提示せるとき其下

例

- 一 梅の植ゑてある青磁の鉢、あれは私が父に貰つたのです。
- 二 高山彦九郎蒲生君平林子平、これを寛政の三奇士といふ。
- 三 こんもりと茂つて居る森の影、友だちの家があるのです。
- 八 獨立の感嘆詞及び呼掛の語の下但し文の中間に置きたる時は其前後

例

- 一 ああ、兵吉はこれより如何にして日を過すならんか。
- 二 おとうさん、あなたはどこへいらつしやいますか。
- 三 ひかふに見える景色は、まあ、奇麗ではございませんか。
- 四 それでも、にいさん、雨が降つたらしやうがないではありませんか。
- 九 顛倒して置きたる述語の下

例

- 十 忠なるかな、正成は。
- 十一 他の語句を隔て、掛るべき語句が直に其下に來る語に掛るが如く見ゆる處

あるとき其下

例

- 一 太郎は非常に、活潑なる運動を好み。
- 二 今日少しばかり、面白い話を聞きました。
- 三 先生この、芋蟲に似た蟲は何といひますか。
- 四 次郎は、目も見えず、耳も聞えぬ父をいたはつて居る。
- 十一 上下の語句の粘着する虞あるとき其間

例

- 一 今、日本の國運は旭日の天に冲する勢あり。
- 二 頼朝、範頼、義経をして平氏を攻めしむ。
- 三 兵を起して、我國に、てむかひたり。

第三章 クロマル

クロマルは列擧せる單語の間に施す、但し助詞接續詞にて並列せる場合は此限に
あらず

例

横須賀・吳・佐世保及び舞鶴は日本の軍港なり。

第四章 カギ

カギは左の諸種の場合の右の肩と左の脚とに施す

- 一 對話を文中に入るゝとき

例

次郎は父の袂を引きて、「おとうさん、今の人ばかりがひてせうか」といひたり。

- 二 獨語を文中に入るゝとき

例

虹は、日は唯照るだけだから誰も譽める人がないのだ自分は此通り美しいから、人が皆譽めるのだ」といひました

- 三 獨思を文中に入るゝとき

例

第三章 假名と符號 分別書き方及び句讀法

太郎は嬉しくてたまらず、「ああやつぱり起きて書かう。起きて書いても居眠さへせず勉強する様に心掛ければよいのだから。」と決心した。

四 語句を引用するとき

例

孔子も「利によりて行へば、怨多し」といへり。

ロツクは「教育に關する思想」といふ書を著せり。

第六章 フタヘカギ

フタヘカギは對話獨語獨思引用の中に更に他の對話獨語獨思引用を入るとき其右の肩と左の脚とに施す

例

父は文吉に「もしおとうさんがおまへのいふ通りになつて、遊びに行つて、選挙をしなかつたら、人は『文吉のおとうさんは村のためを思はない人だ。村中の人の迷惑するのをかまはない人だ。』とわるくいひませう。おとうさんはそんなことをいはれることはきらひです。」といひました。

後篇 上

修辭法大要

總 說

言語文章の人を感動せしむる所以を研究する科學を修辭學と稱し、この科學の指示する理論に基づき、言語文章を以て最も有効に思想を表彰する方法を叙述するものを修辭法といふ。

修辭法は普通に詞藻論と文體論との二部に分たる。詞藻論は言語文章の一部分に關する修辭學的研究に基づき、文體論は更に之を總括したる一篇の文章全部の修辭學的研究に基づく。以下この二部門に分ちて修辭法の大要を説明せん。

第一章 詞藻論

第一節 文の三美質

一つの言語文章が有効なりと稱せらるるために具ふべき要件凡そ三つあり。明晰雄健及び流暢是なり。これを文の三美質といふ。

文章の主目的は作者の思想を讀者に通ずるにあり。この主目的を十分に貫徹せしむることを明晰といふ。次に文章には内容と形式との兩方面あるが、主として内容方面に於ける技巧に基づきて文章を有効ならしむることを雄健といひ、主として形式方面に於ける技巧によりて文章を有功ならしむることを流暢といふ。されば雄健・流暢の二者はその手段積極的にして、明

明晰

雄健

流暢

晰はこれに對してむしろ消極的方法なりと見ることを得べし。科學の説明の如き單に知識の傳達のみを目的とする文章ならば明晰の要件を備ふるのみにて可なれども、讀者の感情方面をも併せ刺撃せんとする他の文章の場合にありては、明晰・雄健・流暢の三要件盡くを具備すること肝要なり。以下逐次三要件につきて説明すべし。

文の美質

文章の主目的を達する消極的手段—明晰

文章の主として内容方面に於ける積極的手段—雄健

文章の主として形式方面に於ける積極的手段—流暢

第二節 明晰

明晰とは作者の思想が十分に讀者に理解せらるるがために採らざるべからざる手段をいふ。これに又形式上と内容上と兩

明晰の要素

方面あり。形式上にありては語句の純正・語句の精確の二要項を含み、内容上にありては命題の簡潔・主想の確立の二要項を含む。

	形式上	語句の純正
明晰		語句の精確
	内容上	命題の完備
		主想の確立

語句の純正 語句の純正とは凡て文章に於ては現代に普く通ずる上品なる國語を用ふべきことをいふなり。即ち用語が古來の慣例に違ふがために讀者に通ぜざるを避くるを以て主目的とす。これがためには左の各項に注意すること肝要なり。

- (1) 必要なきに外國語を入れざること。
(惡例) 彼れのライフは斯くの如きロイマンズを以て充たされしなり。

- (2) 現代に廢れたる、又は殆んど廢れんとしつつあるが如き古語を用ひざること。
(惡例) ひたぶるに今の世の人何人かかかることわりを心に得まくほりせざらん。

- (3) 慣例なき新語を勝手に作りて用ひざること

(惡例) 花に咲、萎あり月に満、虧あり。

- (4) 方言訛語を用ひざること。

(惡例) 堂、島をかつてはいて來たんだがかつたものはかへさなくてはならな

- (5) 學術上の説明ならざる限りは専門の術語を用ひざること。

(惡例) その効力の絶對的なることは一般社會に認識されたり。

語句の精確 語句の精確とは文章の意味が曖昧多義に陥るを避くることをいふ。これがためには左の各項に注意せざるべ

からず。

(1) 意義の不明なる又は不定なる語句を用ひざること。

(悪例) 予は故人と此處に遊ぶこと再三なりき(故人は、死者か友人か不明)

(2) 語句の關係を明らかにすること。即ち代名詞はその代表する名詞の明らかなるやうに、又形容詞・副詞はその修飾する語の明らかなるやうに用ひざるべからず。

(悪例) まことに巧妙なる文章の批評といふべし。(巧妙なるの係るところ不明)

牛と羊とを求めしが、その半ばは船中にて殺されぬ(その指すところ不明)

命題の完備

命題の完備とは判断作用に於ける主部・賓部の關係を最も簡單明白に叙述することをいふ。即ち章句を完全に且單一にし以てなるべく紛糾せる叙述を避くるをいふ。之がためには左の各項に注意すべし。

(1) 必要なきに主部・述部を省かざること。

(悪例) 讀者切に忠言を各まざらんことを切にの下乞ふの如き語を入るるを要す

(2) なるべく主部・述部の關係成立を單一にすること。即ち必要なきに複文重文を用ひざること。

(悪例) 國家生存問題の主なる一は、如何にして國民がその祖國を愛し、その祖國を敬し、その祖國を信じ祖國のためには其の勞苦も其の困難も其の身體も、其の財産も、即ち其生命及び之に附屬するの一切の事物をも擧げて之を献ぐることを辭せざるの精神を養ふべきかによりて解決せらる。

主想の確立 主想の確立とは思想に於ける主客輕重の別を正し、全篇を通じてその骨髄とする趣旨を明かにするをいふ。之がためには左の各項に注意すべし。

(1) 主語に統一あらしむること

主想の確立

(惡例) 吉野は櫻花の名所なり而して又多くの舊蹟ありあるところなりとす
るを要す)

(2) 必要なきに文の成分の位置を變更せざること

(惡例) 何事を彼れに君は問ひしぞ

第三節 雄 健

雄健の要素

雄健とは主として文章の内容方面に於て積極的に技巧を凝らしてその美質を増すことをいふ。これに四つあり。(一)思想の増殖に關する工夫。(二)思想の變形に關する工夫。(三)思想の排列に關する工夫。(四)思想の表彰態度に關する工夫是れなり。以下順次説明すべし。

甲 思想の増殖に關する工夫

(一) 直喩法 本系の思想の上に他の類似の思想を加へて互に比較

(一) 明喩明

比等の別名あり

説明する方法を比喩法といひ、その内、譬へば、恰もさながら如し、似たりやうだ等の語を加へて本義と喩義とを明らかにせるものを直喩法といふ。

(例) その形扇を倒に懸けたるが如し。

小山のやうな白波が碎けて夕立のやうに降散る。

これには細小の針金にて作りたるブラッシの仕掛ありて筵綿を引延しながら細かき雜物を去る。あたかも人の頭髮をくしいけづるに似たり。

幾年こゝにきたへたる鐵より堅きかひなあり。吹く鹽風に黒みたるはだは赤銅さながらに。

(二) 隱喩法 明喩と同じく比喩法の一つなれども喩義と本義との區別を隠し二者を混じて一に言ひ做したるものをいふ。

(三) 暗喩 比等の別名あり

(例) 饒舌なる人の口は禍の門なり。

頭には霜を戴き身にはつゝれをまとひやせ衰へた體を義足に支へて路は

(二) 以下の大例は文行は定現本より採れり。

たにバイオリンを弾いてゐる老人の辻音楽師がある。
青ぞら高くそびえたちからだに雪のきものきて、かすみのすそを遠くひく
ふじは日本一の山。

(一) 比喩
名等の別

^(一) 諷諭法 本系の思想を全く隠してただ喩義のみを掲げ、それによりて本系の思想を推察せしむるをいふ。即ち隠喩法の一層緊縮したるものなり。童話中の寓言の如きはこれに屬す。

(例) うのまねするからす水におぼれる。

瓜ノツルニハナスビハナラヌ。

兩虎共に闘へば勢共に生さず。

(二) 引喩
名等の別

^(二) 引用法 故事又は格言・諺・詩・歌等を引きて本系の思想に重みをつけ趣致を増さんとする手段をいふ。後に説く隠引法に對し引用法はその引用語句たることを明らさまに斷りおくを要す。

(例) 信用の基は正直にあり。故に曰く「正直は最善の商略なり」と

名古屋はこの城あるによりて名高く、尾張名古屋は城でもつと歌はれたり。春の初に降る雨は、一雨ごとに花を催すかと嬉しい。「紅白花は開く、煙雨の中」といふ景色は静かな中に美しい眺である。

隠引法 明らさまに斷らずして故事・古語などを自己の文中に編み入れて用ふるをいふ。讀者の聯想によりて自然本系の思想を豊富にし、文品を高からしむる功あり。

(例) 人生の長短は事業の大小を以て量るべく、年齒の多少を以て量るべからず。之を思へば一寸の光陰も輕んずべからず。

強固なる目的と確實なる手段とを有する者は盛に海外に雄飛して帝國の發展に貢献すべし。骨を埋むる豈ただ墳墓の地のみならんや。人間到るところ青山あり。

春は景色ややとのふ梅の時節よりも、櫻の盛なる程、照りもせず曇りもはてぬおぼる月夜にこそ一刻千金の價はあれ。

(一)類語類名あり

(二)このごとき縁装法を特にいふことあり

(三)言掛秀句等の別名あり

(四)活喩の別名あり

(一)縁装法 縁ある語をつらねて本系の思想の上に更に同類相連なる面白味を加ふるをいふ。

(例) 夜に入りて、我が驅逐隊水雷艇隊は砲火をくわつて敵艦にせまり無二無三に攻撃せしかば敵艦隊は四分五裂の有様となれり。
さして行く笠置の山を出てしよりあめが下にはかくれがもなし。

(三)掛詞法 同音異義の語を用ひて一語に二つの意味を通して

文義を増殖するをいふ。大抵は韻文に用ひらるゝものなり。

(例) 七重八重花は咲けども山吹のみの一つだになきぞ悲しき。
大江山いくの道の遠ければまだふみも見ず天の橋立。
遠くなり近くなるみの濱千鳥なくねに潮の満干をぞ知る。

乙 思想の變形に關する工夫

(四)擬人法 非情のものをわざと變じて有情のものゝの如く言ひ做すをいふ。諷喩法と似かよひたるところあれど、彼は多く高等

のものを劣等に比喩するに反し、これはむしろ劣等のものを高等に變形するものとす。

(例) 風號び海怒りて、波浪山の如くなれども熟練なる砲手は物ともせざりき。
これ等はいづれも悲しむべき運命の手に翻弄せられて人力の如何ともすべからざるものなり。

大和の國は久しき間皇都のありし地にして、昔ながらの山河、一木、一草、盡く上古を談ぜざるなし。

(二)頓呼法 情激して頂點に達する時は突然思想を一轉して非情

のものを有情の如く呼び掛けることあり。これを頓呼法といふ。擬人法の一種と見るも可なり。

(例) 幸にして果物は梨柿等いづれも上出来にて秋季運動會の日には來賓一同に分ちし程なりしが今年は何あるべき。今年の氣候よ、願はくは順當なれ。

(二)頓呼の別名あり

月は半天に上りて地には人のけはひだにあらず。あ、月よ、長、へに、その、歩、み、を、止、め、よ、か、し、永、久、の、世、の、こ、の、世、界、を、つ、め、よ、か、し。

現寫法 過去又は未來の事件を現在目前の事件の如くに變形するをいふ。

(例) 平家の軍勢が福原の城を守つてゐる。

中大兄皇子命じて宮門を閉ぢさせ長きやりをとつて物かけにかくれ給ふ。君が行くならきつと喜ぶ。

誇張法 事物に關する感情の興進するにつれて自ら思想に變化を來して、實際よりも割増又は割引をして言ひ做すことを誇張法といふ。

(例) 廣い港が舟で一ばいです。

數千年も経たらんかと思はるゝ老木枝を交へて高く天を突く。英國人は無言の民なり。

丙 思想の排列に關する工夫

對比法 寫さんとする事物を著しく明瞭にせんがために相反したる思想を並べ掲ぐるをいふ。後に説く對句法と似たれども彼れは主として形式の美を増さんがために相對したる語句を排列するものにして思想上とは没交渉なり。然れども兩者を兼ねたるものも亦多し。

(例) 私事は軽く公事は重し。古語に「私事を以て公事を捨てず」といへり。

世を憤り、人をねたみ、身をはかなみて自ら苦しむは百害あるも一利なし。

漸層法 思想を弱より強に、淺より深に、低より高に、小より大に一步一步と調子を高めて排列し以て讀者の感興を深からしむるをいふ。

(例) 軍人となつて、戦に出たのを男子の面目とも思はず、其の有様は何事だ。兵

(一) 現在、歴史的現象あり

(二) 誇言張、喩等の別名あり

(一) 對照對、偶等の別名あり

(二) 兩者を兼ねたる例は對句法のみにあり

(三) 層進の別名あり

士の恥は艦の恥、艦の恥は帝國の恥だぞ。
 一郡より見れば村は即ち故郷なり。一縣より見れば郡は即ち故郷なり。
 全國より見れば縣は即ち故郷なり。世界より見れば國は即ち故郷なり。
 故に故郷を愛する心は即ち國家を愛する心なり。
 風よ風そもいづちよりいづち吹く。草の上やふの中岡を過ぎ、谷を過ぎ、鹿も通はぬ奥山越えて。

(一)顛倒
置等の別
名あり

倒裝法 文法上又は論理上に於ける思想の順序をわざと顛倒して讀者の注意を惹かんとするをいふ。表面上明晰の條件と相排拒するが如くなれども實際は兩者相俟ちて文章の妙をなすものなり。

(例) やくにんは後から聲をかけてこら待て、かざり。釜ぬすびとはその方にきまつたぞ。
 こゝに上等兵は始めて悟りぬ。その愛馬の敵兵の追撃を知りて負傷せる

(一)漢文の
修辭法は
古來一法
に倣ふと
いふなり

主人を草の中へ隠したることを。
照應法 一篇の文中種々の思想混淆せるうちに、ところどころ明かに同一思想の脈絡を默示することをいふ。古來漢文の修辭法に於て重要視したるものなり。

(例) 蜜蜂は群をなして、共同の生活を営み……蜜蜂の群集生活を営むを得るは、共同團結して勞働を厭はず、有力なる武器を備へて敵軍にあたり團隊のためには身命を惜しまざるによる。(尋讀卷十一 蜜蜂)
 官位門地技術財産學問等に於て衆を抜く者は個人としても自ら高尚なる品格を要するが如く、世界強國の國民たる名譽を負ふ者は國民として之に相應する品格を備へざるべからず。……大國民の品格を傷づくるものなり。……わが國民の度量の狭く、品格の低きを示す所以にして……我等幾千萬の同胞は常に大帝國の國民たるを思ひ、一言一行の間にも大國民の品格を高むるの用意あるべきなり。(尋讀卷十二 大國民の品格)

抑揚法 先づ抑へて後に揚げ又は先づ掲げて後に抑ふるが如く思想を排列するをいふ。照應法と同じく古來漢文の修辭法に於ては甚だ重んぜられたるものにして、頓挫・波瀾・曲折等に細別せられたり。

(例) 西洋紙はなほまけずに「君等は水にぬれると、すぐにべた／＼になるが(抑)僕は少しぐらゐの水にぬれても裏へは通らない。」(揚)日本紙は笑つて「僕等の仲間にはからかさになつたり。合羽になつたりするものがある。(揚)水にぬれるぐらゐは何でもないことだ。」(抑)

丁 思思の表影態度に關する工夫

舉隅法 一隅を擧げて他の三隅を推察せしむる如くに思想を表出する方法をいふ。特稱を以て總稱に換へ、具象を以て抽象に換へ、隨伴物を以て主體者に換へ、或はこれ等に反せる表出態度の如き皆これに屬す。

(一) 提喻、
換喻、
易名、
等名、
別名、
あり

(例) ならぶすが、が、さ、涼しいこゑで歌ひながらにうゑ行くさなへ。

産出高の割合には人手を要すること多かりしなり。

(一) 對話の
別名あり

問答法 二個以上の異なる思想を述べんとする時その思想を代表するものを假作し互に問答應對せしめて表出するをいふ。單に人物の問答を叙したるのみて思想の假托といふことなきときは眞の問答法といふべきにあらず。

(例) ヤクワントテツピンの全文(尋讀卷六)

西洋紙と日本紙の全文(尋讀卷六)

設疑法 われの豫め解し居るに拘らず、わざと疑問を提出してその解を讀者の心におのづから生ぜしめんとする表出態度をいふ。

(二) 設問の
別名あり

(例) 何の爲にいくさには御出でなされ候ぞ。一命を捨て、君に報ゆるために候はずや。

我等は何の爲に學校に學ぶか。いふまでもなく我等の智識を啓發し徳器を成就するが爲である。然らば學校を卒業すれば我等の智識は十分であるか。否々學問の道には際限がない。

雁は曇つた夜や月の無い夜は道に迷ふから大抵月夜にとぶのである。よく注意したものではないか。

今敵兵三道より内地に薄る。君烏合萬餘の兵を以て之に赴かんとするは群羊の猛虎をうづに似たらずや。

反語法

わが述べんとする思想を却つて反對の側より表出して正面より表出する以上の効果を收めんとする方法をいふ。

例 君の如く人の爲すべき事をもなさて安閑と暮せば定めし生れ甲斐ある事なるべし。

數度の合戦に一度も敵の首を取らざる方々は慈悲心深くして後生を大事に懸け給ふ故に殺生を好まれざりと覺ゆ。

曲言法

わが思想の對者に對する刺激力を緩うせんがために

(一) 暗語の別名あり

ことさらくねりて遠廻しに言ひ做すをいふ。

例 貯金せんがために必要な費用までも惜しむが如きはほむべきことにあらず。

旅館にて夜晩く高聲を發して他人の安眠を妨ぐるが如きは文明國民の爲すべきことにあらず。

さうなさることはあまりおためではないかと思ひます。

警句法

簡單なる語句の中に深長なる意を含め、矛盾せる語句の中に正當なる理を存するが如くに思想を表出するをいふ。

例 番町で目あき目くらに物をき。

時の人死せる諸葛生ける孔明を走らすといへり。
左の目一つと右の腕一本で實に大羅馬帝國の礎は置かれたのである。

咏嘆法

激烈なる感情を伴ふ思想を表出するとき語句の間におのづから咏嘆の聲を漏らすをいふ。

(一) 警語の名あり

(二) 引用法に警句なり

(例) たいそうよくかざれました。ま、あ美しいこと。

我等が高等二年に昇級する頃は紅白美を競ひて花見の好時節となるべし。
あ、希望多き春よ。

省略法 いはずともおのづから明かなるが如き思想は別に之を表出せずして主要の思想のみに止めて餘韻を多からしむるをいふ。

(例) 年長じては敵も近づけ申すまじ。幼き時に参りてこそ。

老人は之を袋に移して再び帽子を差出す。見る間に復あふれるばかり。

第四節 流暢

流暢とは文章の形式殊にその構成材料たる聲音の有する音樂的情趣を整へて積極的に文章の美質を増すことをいふ。之に一般的の法則と特殊の法則とあり。一般的の法則はあらゆる文章に通ずるものにして**口調**といひ、之に従ふことを**口調**を

流暢の要素

と、のふと稱す。特殊の法則は文章中の特殊なるもの、即ち所謂韻文が之に従ふを要するものにして**律格**と稱す。律格は文章總體より見れば流暢といふ積極的條件の中に包含せらるれども韻文といふ立場のみより見れば、一つの文章が韻文と名づけらるるために缺くべからざる形式上の必須要件なり。律格につきて詳細に研究するは**詩學**の任務なり。ここには修辭法の立場より**口調**・**律格**の兩者につき大略を説明せんとす。

流暢 一般的法則—口調
特殊の法則—律格

甲 口調

擬聲擬態法 自然萬物の音聲をそのままに寫し、又は事物の状態形狀をあらはすに適當なる音調を以てして文章の語勢を流

(一) 聲寫等
の別名あり

暢ならしめんとするものをいふ。

(例) トンテンカントンテンカんと毎朝早くから弟子を相手に槌を打つ音が聞える。

勝負が一番すむとわあつとはめる聲が聞える。

波にゆられて色の美しい海草がひらひらと動く。

時は十四日の月夜なり。黒き影は一方より現れ出てひらりとばかり身を

水中に投入れたり。

水自ら潺湲、日自ら斜なり。

(一)重語疊
音の別名
あり

疊語法 同一の聲音を有する語句を反覆重疊して口調をととのへんとするをいふ。疊語法は思想方面よりいへば同一の思想を繰返し並ぶるを以て讀者の注意を惹きその感情を強めんとする功あり。されば思想の方面より名を下して**反覆法**といふことあれども實際には區別を立つる必要なきものとす。

(例) 文太郎は喜んで「海だ、海だ。」と云つてゐる中に又暗くなつて何も見えませぬ。

急いで橋を切落せ。吾々三人がこゝを防いで居る。早く、早く。

おちてもおちても又とふほどに、とうく柳にとびついた。

伯牛疾あり。子之を問ふ。牖より其手を執りて曰はく「亡はん命なる哉。」

斯の人に於て斯の疾あるや、斯の人に於て斯の疾あるや。

(一)對偶の
別名あり

對句法 同形式にして音調の類似せる語句を兩々相對せしめて口調をととのへんとするをいふ。對比法と似たれども彼れは主として思想上の相異點の對比に基づく。されど兩者を兼ねたるものあることはその條にて述べたるが如し。

(例) もし病にかゝりて早く死なば君の御爲には不忠の臣となり、父の爲には不孝の子となるべし。

山を削り谷を穿ち、懸りては瀧となり、淀みては淵となり、又切れては急流と

なり、遂に今日の如き美しき景色となりしなり。
 百歳の長命を保ちて、一生を坐食に費すものあり。二、三十歳の短命にして、
 美名を萬世に止むるものあり。(對照法と對句法とを兼ね)
 永遠の幸福を望むものは一時の勞苦を忍ぶべし。老後の安樂を願ふ者は
 若年の辛苦を厭ふべからず。(同上)

連鎖法 前の句の末の語を再び次の首に置き同語相承接繼ぎ
 て口調をととのふるをいふ。

(例) 夕暮にさく月見草、月見の頃も近づけば萩のうねりにやどる玉、
 われくは毎朝顔を洗ひ、口をすすぐ。又時々湯にはいる。時々湯にはい
 らないと、からだがかきたなくなる、きたなくなると病氣にかゝり易い。

避板法 同一又は類似の語句を陳ねるは美は則ち美なれども
 やゝもすれば單調にして平板に失することあり。故に之を避
 けて長短緩急互に相交へて口調をととのふることあり。これ

を避板法といふ。

(例) 指揮官なし。(短)中佐無し。(短)今の今まで、杉野は惜しき事したり。とくり
 言せる指揮官は何れに姿をや隠しし。(長)

山田の畦に鴨一羽駆け行く風情またなくあはれなり。(長)古人こゝにあり
 (短)われ今こゝにあり。(短)勿々七百年。(短)たとひその人は立ちて乾坤の上
 に挺んづべき大人物ならざりしにせよ、今はたこゝに來る、豈多少の感慨な
 きことを得んや。(長)

斷叙法 短き單句を重ねて、斷れくゝに叙し、以て早急なる又は
 力強き口調を保たしむるをいふ。

(例) もう汽車が出ます。向ふから急いで走つて來る人もあります。あの人は
 もう間に合はないでせう。
 恐しいのは二十十日の大嵐で、家は倒れる、堤は切れる、稻の花は散る。一年
 中の農夫の苦心が一夜のうちにむだになつてしまふ事がある。

(一) 稀には五音なりぬもあらぬつゝそあらぬのみくゝの如し

枕詞序詞 内容上全く無意味なりとはあらねどもさまで重要なる關係なき語を句の頭に冠せしむるものを**枕詞**といふ。其目的は主として口調をととのふるにあり。而してその語の音数は五音に限らる。若し五音より音數多き語にて枕詞と同じ目的に用ひられたるときはこれを**序詞**といふ。枕詞及び序詞は主として韻文に用ひらる。散文にては古體又は擬古體のものに用ひらるゝに過ぎず。

(例) くれ竹のほどよきふしをたがへずば末葉の露も亂れざらまし。
いかさまに身は碎くともむら肝の心はゆたにあるべかりけり。
いきしまの大和心を人間はあさひにはふ山櫻ばな。
かへらじとかねて思へば梓弓無き數にいろ名をぞとひむる。
若宮堂の舞の袖しづのをださきくりにかへしかへせし人を忍びつゝ。(序詞)
この歌若し青柳の糸絶えず松の葉の散り失せずしてまさきのかつら長く

傳はり(序詞)

乙 律 格

律格は韻文即ち廣き意味に於ける詩の形の根本法則にして、聲音の有する音樂的情趣を發揮する修辭方法としては最も進歩したるものと認めらる。これに凡そ三種の別あり。(一)音の數に基づく法則、即ち**音數法**。(二)音の抑揚に基づく法則、即ち**平仄法**。(三)音の韻に基づく法則、即ち**押韻法**これなり。わが國の韻文の形式は以上三つの内、殆ど音數法のみを基本的法則となすものなれども、漢詩の如きは三法則凡てを形式上の基本の要件とせり。

律 格

音の數に基づく法則—音數法
音の抑揚に基づく法則—平仄法
音の韻に基づく法則—押韻法

(一)音數法 ある一定の音數を有する語句をまとめて一團となし以て口調をととのふることをいふ。わが國に於ける各種の韻文の音數法下の如し。

(1)和歌 五七五七七

(例) ひとはいさ、こゝろもしらす、ふるさととは、はなそむかしの、かにはひける。

中には音數法にはづれたるものあり。規定よりも音數少きものを短句といひ、萬葉集以前の和歌に多く、規定よりも音數多きものを字餘りといふ。字餘りの句には母韻を含めて音調をととのふるを普通とす。

(例) さつきの花たちはなは君がため玉にこそぬけ落ちまくをしみ(短句)

(例) とりどりにつくるかさしの花もあれどにはふ心のうるはしきかな(字餘り)

(2)長歌……五七、五七、……五七七、五七七、五七七。

(例) 天地の分れし時ゆ、神さびて高く貴き、駿河なる富士の高根を、天の原ふりさ

け見れば、渡る日の影もかくるひ、照る月の光も見えず、白雲もい行きは、かり、時じくぞ雪はふりける、語りつきいひつき行かむ、富士の高根は。

田子の浦ゆ打ち出て、見れば眞白にぞ富士の高根に雪はふりける。

かく長歌の最後には一つ又は二つの和歌を附することを普通とす。この和歌を反歌といふ。

(3)施頭歌 五七七、五七七。

(例) 萩が花、尾花葛花、なてしこの花をみなへし、またふぢばかま、朝顔の花。

施頭歌は後世あまり多く用ひられず。

(4)今様 七五、七五、七五、七五。

(例) いろはにはへどちりぬるを、わがよたれぞつねならむ、うるのおくやまけふこえて、あさきゆめみし、ゑひもせず。

(5)俳句 五七五。

(例) 箱根越す、人もあるらし、けさの雪。

これはこれとはばかり花の吉野山

俳句にも亦規定にはづれたる字餘りのものある事前例の如し

(6) 小唄 七七七五。

(例) 箱根八里は馬でもこすがこすにこされぬ大井川

(7) 新體詩 明治時代の文學的産物にしてはじめは多く五七、五七……又は七五、七五……の如き音數律を用ひしが、後には各作者種々の音數法によりて試作するに至り、現今にては未だ音數法一定するに至らず。國定讀本に現れたるもののみにては左の各種の音數法あり。圈點を附したるは比較的廣く社會に用ひらるる音數法なり。

七五調 七五、七五……。(例) 富士の山(尋讀卷四)

この音數法最も廣く行はる。國定讀本中の韻文の約三分の二はこ

(一) 俚語、
情歌、二
十六字、
ありの別名詩

れによれり。

七五調 七七、七七……。(例) ゐなかの四季(尋讀卷七)

五七調 五七、五七……。(例) 家(尋讀卷十)

五五調 五五、五五……。(例) 春が來た(尋讀卷五)

八七調 八七、八七……。(例) こうま(尋讀卷三)

八八調 八八、八八……。(例) 時計のうた(尋讀卷四)

五七七七五七……。(例) たけがり(尋讀卷八)

八七六六八七八五……。(例) かへるとくも(尋讀卷三)

五七五五五五七七……。(例) 風(高讀卷一)

尙一層複雑なる音數法を用ひたるもの數篇あり。

雜體調

西洋の詩にはわが國の韻文の如き嚴然たる音數法存在せざれども漢詩にはわが國の韻文の如き音數法あり。古きものにて

(一) 楚辭の原詩など、下集の門

(二) 古詩の五、七言、以て外の句、を交へた句、るもこのへた句、を長短は、體又短といふ。

は詩經の詩は大抵四言より成り、楚辭は大抵六言より成れり。近代行はるゝものにも左の數種あり。

五言古詩 五、五、………

七言古詩 七、七、………

五言絶句 五、五、五、五、

七言絶句 七、七、七、七、

五言律 五、五、五、五、五、五、五、

七言律 七、七、七、七、七、七、七、七、

(二) 平仄法 音をその抑揚長短に基づきて一定の順序に排列し、以て口調をととのふるをいふ。わが國語の聲音は本書聲音篇に於て述べたるが如く抑揚長短に乏しきを以て韻文にも平仄法行はれず。只自然の感情の發露に任せて朗詠の際抑揚長短

を附するに止まる。支那の聲音は抑揚長短に富むを以て漢詩には古來平仄法嚴然として存在す。その重なるものを擧ぐれば下の如し。

(注意) ○は平の字を用ふべきところ ●は仄の字を用ふべきところ ○は平仄いづれを用ふるも可なるところなり。尚絶句にては各句を順に起句、承句、轉句、結句と呼び、律にては始より二句づゝとりて起聯前聯(又は頸聯)、後聯(又は腹聯)結聯と稱す。而して絶句律ともに第一句の第二字平字なると仄字なるとによりて平起格、仄起格の別を立つ。律詩古詩の平仄は煩しきを以てこゝに記さず、専門の詩學の書につきて知るべし。

(1) 五言絶句

仄起格

(起句) ● ○ ● ○ ●
(承句) ○ ○ ● ● ○ ○

平起格

(起句) ○ ● ○ ● ○ ●
(承句) ● ● ○ ○ ● ●

(轉句)	●	○	○	●	●	●	●	●	●	●
(結句)	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○

兩格とも各句第二字と第四字とは平仄必らず相反す、これを二四不同といふ。

(2) 七言絶句

平起格

(起句)	○	○	●	●	○	○
(承句)	○	●	○	○	○	○
(轉句)	○	○	○	○	○	○
(結句)	○	○	○	○	○	○

仄起格

(起句)	○	●	○	○	○	○
(承句)	○	○	○	○	○	○
(轉句)	○	○	○	○	○	○
(結句)	○	○	○	○	○	○

兩格とも各句第二字と第四字と平仄相反し、第二字と第六字と平仄相同じ。これを二四不同二六對といふ。

(三) 押韻法 同一に韻く音を一定の間隔を置きて排列し以て口

(一) 左の如き例あり
 きのたきのお
 とはたえく
 て久しく
 なりぬれ
 どなこそ
 ながれて
 えほきこ
 坂はてる
 てる鈴鹿
 ひの臺あ
 雨が降る

調をととのふることをいふ。わが國の韻文中にも一見この法則に従へるが如きものなきにあらざれども、多くは偶然の産物なるか、若しくはわざと遊戯的に作りいでし類にして、根本の條件としては古來押韻の存することなし。今左に漢詩の押韻法の大略を示さむ。

(1) 五言絶句

承句・結句の二句の終に平聲の同一韻礎に屬する文字を用ふるものとす。

(例) 夜入翠煙啼 晝尋芳樹飛 春山無限好 猶道不如歸
 (飛歸ともに平聲上五微の韻礎に屬す)

(2) 七言絶句

起句・承句・結句の三句の終に平聲の同一韻礎に屬する文字を用ふるものとす。

(例) 祖舜宗堯自太平。泰皇何事苦蒼生。不知禍起蕭牆內。虛築防胡萬里城。
(平生城ともに平聲下八庚の韻礎に屬す)

(3) 律

五言律に於ては各聯の第二句即ち第二・第四・第六・第八句の終に於て、七言律に於ては起聯二句即ち第一句・第二句と第四・第六・第八句との終に於て平聲の同一韻礎に屬する文字を用ふるものとす。

第二章 文體論

第一節 文章の組立

一篇の文をして有効ならしむるにつきては上來述べ來れる文の美質を發揮する外に尙、文章の組立につきて完美を求めざるべからず。文法にて謂ふ所の單文・複文・重文は修辭法よりいへば**個文**にして、**個文**は集まりて**段**をなし、**段**は集りて**章**をなし、**章**は集りて一篇の文をなすに至る。此等の間の關係を完うして一篇の文を完成することを**文章の組立**といふ。

文章の組立につきては三つの重要な事項あり。第一は**秩序**にして個文と個文と、段と段と、章と章との排列につきて最も適當なる順序を保つことをいふ。第二は**聯絡**にして前の個文よ

文章組立の三要件

(一) 節といふ。
(二) 段が集まりて直ちに篇をなすこと、
すなわち、
讀本中の文章の如し

り次の個文へ、前の段より後の段へ、前の章より後の章へのうつり具合が論理上、又心理上、當然に且なだらかなることをいふ。第三は統一にして一篇を構成する凡ての分子が主眼とする思想に對してよく纏まり居ることをいふ。さて上述の秩序・聯絡・統一を保つ方便として古來文章の組立につき種々の型式を説くものあり。固より深く拘泥するを要せざるものなれどもその一斑を知りおくことは修辭研究者にとりて亦無用の業にあらず。普通の文章組立の型式としては起首・中要・末尾の三段に分つもの最も廣く行はる。

起首 徐々に端緒を啓きて本題に入る準備をなし、又は豫め一篇の大意を提げて讀者をして要旨の如何を想見せしむるなど、要するに一篇の起端頭首たり。

普通の型式

書翰文の型式

中要 縦に事件の進行を述べ又は横に事物の状態を叙し以て一篇の中腹として要旨を明瞭ならしむ。

結尾 要旨の外に更に何ものかを添加して錦上添花を加へ或は上述の思想を總括して要旨を更に一層徹底せしむるなど一篇の末端結尾たる任務をなす。

又書翰文の型式としては下の如きもの最も廣く行はる。

起筆 (拜啓の類)

前文 時候

安否 (先方並びに自分方)

主文 | 用件

末文 末尾 (先は右御依頼迄の類)

結語 (勿々の類)

日付署名

後付宛名

脇付 (机下の類)

尙々付

(書き漏れたる事を記す)

近來、あらゆる文章の組立を下の五型式に分つものあり。

一、追歩式 事件の初より終に、事物の端より端にかけて一歩一歩叙述を進め行く型をいふ。紀行・歴史・傳記などにその例多し。

追歩式

(一)五十嵐力著『新文章講話』

はたる

ある晩正雄は母と一しよによそから歸つて來ました。みちで螢を一びきつかまへて母から紙をもらつてつゝみました。あをい光が紙の上からすいて見えます。

うちへ歸つて父に見せようとしたら光が見えませんが、「おやにげたのか知らん」と急いで紙をあけて見ると、螢はやはり中にゐます。けれども光つてはゐませ

ん。

正雄は不思議さうにどうしてもう光らないのでせうといひますと父は、「こゝが明るいから光らないのです。くらいところへはなしてこらん」といひました。父のいふとはりそとへはなしたら青く光りながらしづかにとんでいきました。この型式を圖にて示せば左の如し。

頭———尾

二、散叙式 事物を散りくゝに列叙したるものにして、いはゞ獨立したる文章を幾つか並べて隠れたるところに一脈の統一を保つが如き型をいふ。

まつり

大きな字を書いた大きなのぼりが立てゝある。勇しい大鼓の音が森の中から聞えて來る。道の兩がには、飴屋玩具屋菓物屋菓子屋などが店を並べてゐる。子供はふだんよりは美しい着物を着て遊んでゐる。

おちよとお花は姉につれられてお宮に参詣した。大きな鳥居の下を通つて石段の上を上つてもう一つ小さな鳥居をくゞるとお宮がある。お宮の正面に大きな鈴が下つてゐる。参詣する人は皆かはるゞこれを鳴らして拜む。おちよもお花も鈴を鳴らして拜んだ。

お宮には繪馬が澤山掛けてある。古いのも新しいのものもある。義經、辨慶の繪もあり仁田四郎の繪もある。又日本兵が露西亞兵と戦つてゐる繪もある。

お宮の裏では今相撲が始まつてゐる。勝負が一番すむと「ワァ」とはめる聲が聞える。見せ物小屋で客をよぶ聲やら、笛太鼓ではやし立てるやら賑かな事である。晩になると花火が上るといふ話である。

この型式を圖にて示せば左の如し。



P. 224

頭括式

三、頭括式 文の初に全體を括るべき大綱を掲げて起首となし、

以下大綱中の事實例證等を擧げ、文尾に於ては何等の括りをなさざる型をいふ。

虎と猫

「猫でない證據に竹を書いておき」といふことあり。虎と猫とは最もよく相似たる獸なり。……………(以上全體を括るべき大綱)

虎も猫もあて短く首太し。あて短ければ物を噛む力強く、首太ければ他の獸類を捕へたる時、之を運び去るに便なり。

足も亦太くして力強し。虎は前足の一撃にて鹿などをたふすこと、猫の鼠を捕ふるが如し。足の先には鋭くして曲れる爪あり。用無き時之をかくすこと虎も猫も同じ。

猫の口には上下に二本づゝの鋭き牙ありて、肉をさくに適す。又其の舌には内方に向つてはえたる太き毛の如きとげあり、骨に附きたる肉を食取るに便なり。虎も亦同じ。

虎も猫も足の裏柔らかかなれば歩む時音を立てずして静かに他獸に近より、急に

飛びつきて之を捕ふ。虎も亦猫の如くよく木によち上ることを得。此の外目鼻耳の形より尾の長く、ひげの太きまで相似たる所甚だ多し。たゞ猫の毛色には黑白三毛など様々あれど虎は一様なり。猫の中にも其の毛色虎に似たるものあり。之を虎猫といふ。

この型を圖にて示せば左の如し。



P. 226

後括式

四、後括式 頭頭式の正反對にして、始に幾つかの事物を列舉し結尾に至りて之を括る型をいふ。頭括式の演繹的なるに對し後括式は歸納的なりといふを得べし。

四方

あさ日の上る方が東で、夕日の入る方が西です。あさ日に向つて手をひろげてごらん下さい。右の手のさす方が南で左の手の

さす方が北です。東と西と南と北とを四方といひます……(結末の括りなり) この型を圖にて示せば左の如し。



P. 227

雙括式

(一) 第四節 参照

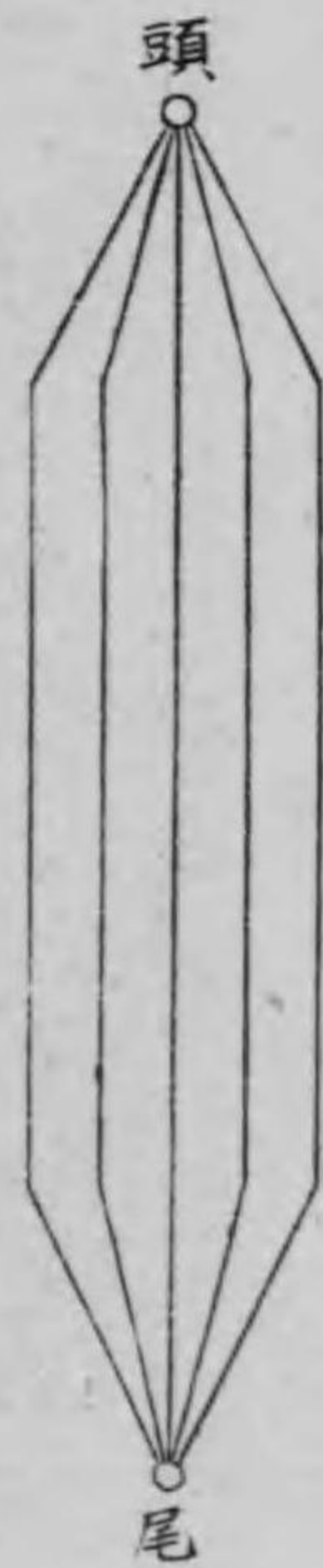
五雙括式 頭括式と後括式とを合體したるが如きものにして前に大綱を掲げ、次に之が趣旨を説き、後に又再び總括する型をいふ。この型は議論文に於て最も効力ありと稱せらる。されど論文以外に用ふることも多し。

餅の的

むかしあるところに田や畑をたくさん持つてゐた人がありました。——(起首) 弓を射ることが好きて鳥や獸を射殺して面白がつてゐました。ある日友だちに弓の自慢をして、鏡餅を的にして射て見ませうかといひました。友だちは餅

は大切なお米でこしらへたものですから射てはいけません」とめましたが聞かないで射ました。矢はうまくあたりました。あたると餅は白い鳥になつて「バツ」と飛んで行きました。

それからこの人の田にはお米が少しも出来なくなつたといひます……(結尾) この型を圖にて示せば左の如し。



P. 228

これらの型を覚え置くことは文を作る時は勿論、他人の文を讀解し鑑賞する上に於ても益あること多し。されど型は畢竟型なれば之に拘泥することあるべからず。寧ろ秩序・聯絡・統一の三者を以て文章組立の根本要件と心得おくこと肝要なり。

第二節 文章の體様

體様規定
の條件

作者の
人格

思想の
性質

一篇として組み立てられたる文章を見るにそれ〴〵特有の風格・容姿あり。これを**文章の體様**又は略して**文體**といふ。かく百人の文章にそれ〴〵百種の體様あるはそも何によるぞ。これが規定の條件凡そ四あり。第一は作者の人格なり。「文は人なり。」の言あるが如くわれ等が稱して大文章となすもの何れか大人格の表現にあらざる。文の美質といひ、文の組織といひ、何れも形式上の一技巧に過ぎず是等の技巧を採用する上の手心は係りて一切、作者の人格にあるを知らば人格が文體規定の一條件たること又疑を容れじ。第二の條件は思想の性質なり。同じ作者にても堪へがたき悲哀の情緒をあらはす時と細密なる推理の過程をあらはすときと同一の文體を用ひんことは思ひもよらず。これ思想の性質が文章の體様に關係する所以な

り。第三は文章の用語の特徴なり。國語の異なるに従ひて各國それと特有の文體あり。同一國語にても上品の言語と下品の言語、古代の言語と現代の言語等によりてそれと特有の文體を生ず。第四は社會の用途なり。文章が社會的產物なる以上それと社會の用途といふことを離れて文章は成り立つものにあらず。一般人に讀ますには一般人向きの文體あり。少年によますには少年向の文體あるが如き是なり。第一の條件に基く文體は作者の主觀によりて自由に變更する事を得れども、第二・第三・第四の條件と文體との關係は客觀的に一定し居るものなり。この意味に於て作者の人格は文體を規定する主觀的要件にして、思想の性質、國語の特徴、社會の用途は文體を規定する客觀的要件なりといふことを得べし。

主觀的條件—作者の人格

文體

思想の性質

客觀的條件—用語の性質

社會の用途

第三節 作者の人格と文體

作者の人格の文章に形れたるところを見るに百人百様にして種類を擧ぐれば際限もなければ強ひて共通の點をまとめて彙類すれば下の六體に分ち得べし。

簡潔體と蔓衍體

こは作者の人格の多辯的なると寡言的なるによりて分るものにして、簡潔體は思想を表彰するに出来るだけ簡約なる言語を以てせんとするもの、蔓衍體は語句の繁を厭はず十二分に思を抒べ情を明らかにせんとするものなり。簡潔體の利は含

(一) 高麗第
三學年用
に法はマ
ていハマ
「憲法」の
上論のナ
如きは前
深き味な
茶屋のの
如きはな
好むはな

著の多きにあれども達意の不足を招き易く、蔓衍體の利は委曲をつくすにあれど冗長の弊を醸し易し。「伊勢物語」「土佐日記」の如きは簡潔體に屬し、「源氏物語」「増鏡」の如きは蔓衍體に屬す。又概していへば古人の文は簡潔體にして現代人の文は蔓衍體のもの多し。

剛健體と優柔體

こは作者の氣質の如何により分るゝものにして剛毅の人は多く剛健體の文を作り柔和の人は多く優柔體の文を爲す。この兩體の區別は多く語氣口調の間に存し、一は語音短且促にして剛強の調をなし、一は語音長且優にして可憐の調をなす。一は崇高を寫し強者を動かすによく、一は優美を描き弱者を動かすによろし。わが國の文學にていはゞ「軍記物」は概して剛健にして

(一) 高 讀 第 三 年 用
い は ぎ て
の み や ま
く の し ま
き は の
大 體 乃 優
如 將 之 剛

「物語」の類は概して優柔體なり。

乾燥體と華麗體

こは作者の人格の理智的なる情熱的なるによりて分る。一は何等の修飾を加へず偏に意を達し理を明かにせんことを期し、一は詞藻を富贍にして専ら感情を抒べんことを期す。されど一はやゝもすれば粗野に流れて讀者の興味を惹き難き缺點に陥り、一は又浮華に失して讀者の倦厭を來すの弊を生じ易し。歴史家の珍重する記録類は概して乾燥體にして、文學者のもてはやす歴史類は概して華麗體なり。

簡潔體

剛健體

乾燥體

蔓衍體

優柔體

華麗體

以上三對六種に文體を分ちたれども實際はこの三對が互に混

(一) 高 讀 第 三 年 用
い は ぎ て
の み や ま
く の し ま
き は の
大 體 乃 優
如 將 之 剛

淆重複する場合多し。一例を挙げれば蔓衍體なれども剛健にして華麗なる文體の如し。

大文章家が出て、ある文體を創作したる場合にはその文體を宗とする一派の文體を名づくるにその作者又は書名を以てする事あり。「源語體」「太平記風」「俳文」「西鶴風」「馬琴口調」「古今調」「桂園風」の如き皆この立場より名づけたる文體の名目なり。此等は文學史の研究範圍に屬するを以てこゝには詳説せず。

第四節 思想の性質と文體

文體を思想の方面より分くるにつきては從來種々の分け方あり。何れも相當の由來あるものなれば必要に應じて何れの分類に従ふも可なり。以下順次その大略を述べん。

第一の分類は先づ文章を**知の文**と**情の文**とに二大別し、**情の文**

作家又は書名による文體

×以下は體の要ばなれども廣き意味に於ては體なり

知の文情の文

記事文、説明文、議論文

を細別して**叙事・抒情・劇風**の三となすなり。知の文とは知識の傳達を目的とする文章にして、主として讀者の理解力に訴ふるものなり。法律の文章、科學の叙述の如きはこれに屬す。情の文とは讀者の感情に訴ふるものにして、その内叙事とは専ら事實をありのままに述べて讀者の感情に訴へんとするもの、抒情とは主として作者の感情を發表するもの、劇風の文とは篇中の人物をして各自の感想を叙べしめて事件の推移をありのままに寫さんとするものなり。

第二の分類は古く西洋の修辭學者によりて立てられたる分類にして、凡ての文章を**記事・叙事・説明・議論**の四つに分つものなり (1) 記事文とは物をありのままに寫す文章なり。自然界・人事界の萬物につきてその性質・形状・色彩・位置・特徴等をさながら繪に

ゑがきて見せしむる如くに書きあらはさんとするものなり。
 (2) 叙事文は事の推移する過程を寫す文章なり。讀者をして事件の経過を目前に見るが如くに書きあらはさんとするものなり。記事文の空間的・靜的なるに反し、叙事文は時間的・動的なり。日記・紀行・歴史・小説・お伽噺の如き之に屬す。(3) 説明文は事理を説明する文章なり。物事につきて記すことは記事文・叙事文と似たれども、記事文・叙事文は特殊の物事に對して個人的の立場より記したるものにして、説明文は全般の物事に對する學者的の立場より記したるものなり。記事文・叙事文は觀念的にして、讀者の想像・感情に訴ふることを主とし、説明文は概念的にして、讀者の判斷・推考に訴ふることを主とす。講義・解説の如き之に屬す。(4) 議論文は事物の正・不正・善・不善等を決定する文章なり

作者が是なりと認むる斷定を示して、讀者をして之に服従せしめんとするものなり。事理を説明する點は説明文に似たれども、彼に於てはわが意見を加ふることなく、又わが意見を納得せしめんとする動機を缺く。この點を異なりとす。教訓・攻撃・批評・辨駁・人物論等は之に屬す。以上の分類は思想上の文體別として、尤も古く且廣く行はるるものなれども凡ての文章がこの四種の内何れかの一つに屬すと定まりたるものにあらず。實際に於ては四種の要素の幾つかを混淆するもの多し。かかる場合には最も多く含む要素を以てその文體に名付くること多し。

第三の分類は各文章につきてその思想の類似點をまとめて彙類をなし、漫然一類に一名を附したるものにして、支那の修辭學

(一)主とし
明の著
曾る一
せり文
明の著
に據れり

書に見ゆる文體の種類是なり。論理的根據を缺くものなれどもわが國の文章には尙この名目を以て題名の下に附すること屢あるを以てその重なるものを下に述べん。論といふは今日の議論文なり。その内政治に關するものを策といひ、道德に關するものを辨といふことあり。また同じく議論文の一種なれども主として他人の疑惑を解くときには解又は釋といひ、他人に相談を持ち掛くるが如き態度の時には議といひ、教訓的の時には箴戒銘といひ、他人の人物行爲を稱揚する時には頌贊といふ。贊は繪畫の上に題する時にもいふ、讚と書くことあり。説は説明文、議論文の交りたるもの、序は叙事文の一種なれども多くは書物の巻端に著述の因縁を叙し、又は他人の任官旅行に當りて其經歷由來を叙して送る時などに用ふ。引は序の簡單な

×第六節
參照

るものをいふ。題跋は簡編の後に書する語なり。「何々を讀む」といひ、何々の後に書すといふも題跋の一體なり。志誌は大抵記事文にして、記といひ、紀事といふは多く事をするすものにして叙事文なり。他人の事蹟をしるす叙事文としては傳又は行狀あり。行狀は多くは門人朋友の手に成る物とす。賦は記事にも叙事にもあり、文辭富麗にして韻文的なるを常とす。簡牘尺牘は後に説く書簡文にして、臣下の人君に上つるものを上書表又は奏疏といひ、人君の臣下に下すものを詔勅制諭告といふ。軍時には檄といふ。死者を吊ふものを吊文といひ、祭典の時に告饗する物を祭文といふ。山川城池宮室橋道等に關し功德由來等を記して石に勒する物を總稱して碑文といひ、碑の背に記すものを碑陰文といふ。死者の德行事業世系名字壽年卒葬の

月日等を記して壙中に埋むる物を墓誌といふ。墓側に石を建てて死者の功業を叙するものを墓碑文又は墓碣文といひ、墓道に建つるものを特に墓表といふことあり。凡て墓誌、墓碑文等の終に附する韻語を銘といふ。

第五節 言語の特徴と文體

言語の特徴によりて文體を分つにつけても種々の分け方あり。第一に前章に述べたる律格の有無について分てば韻文と散文となる。律格あるものは韻文にして律格なきものは散文なり。されど時には兩者の中間に位するものあり。淨瑠璃謠曲の如きは韻文に似てまゝ散文のところあり、平家物語の如きは散文に似てまゝ韻文のところあるが如し。韻文を尙細別するに於いては律格の如何によりて和歌・俳句・新體詩等に分けることあり。

韻文
散文

韻文の種
別

り。前節に述べたる叙事抒情劇風のわけ方に従ひて叙事詩・抒情詩・戯曲の三つに分けることあり。記事・叙事・説明・議論の分け方に従ひて叙景詩・叙事詩・説明詩・教訓詩の四つに分けることあり。最後の分け方に従ひて現行小學讀本の韻文を分類すれば左の如し。

叙景詩 春が來た。 蟲のこゑ。 日本の國。 ゐなかの四季。

花ごよみ。 近江八景。 舞へや歌へや。 鎌倉等

叙事詩 人のなさけ。 たけがり。 三才女。 水師營の會見。

松の下露。 われは海の子。 出征兵士。

説明詩 家の紋。 かぶりもの。 國産の歌。

教訓詩 かぞへ歌。 何事も精神。 同胞こゝに五千萬。

第二に現行の文章を語法の上より分てば下の如くなる。

口語文體

(一) 口語體 現代の口語を根據として書ける文體をいふ。この内、敬語を一切用ひず、何々であるの如き言ひ様に書けるを常體といひ、長上に向ひて話す丁寧なる口語を根據とせる「何々です」「何であります」「何々でございます」の如く書けるを敬體といふ。

普通文語體

(二) 普通文語體 語法は大體古代の口語の法則に従へども、語彙は現代のものを用ひて作れる文體にして現今普通に行はるゝ文章をいふ。現代の新聞・雜誌・讀本・その他の教科書及び一般の圖書に於て口語體のものを除けばその外は大概この文體なり。或は單に略して普通文體・文語體といふことあり。

候文體

(三) 候文體 鎌倉・室町時代に於ける上流の口語を根據として生じたるものにして、文の切り目に「候」といふ語を用ふるを特徴とす。現代の手紙・願書・届書には尙之を用ふる慣例多し。口語體

に對する意味にて普通文語體・候文體合せて文語體といふことあり。

中古文體

第三にわが國在來の文章を變遷の上より分てば下の如くなる。
(一) 上古文體 古事記・祝詞・宣命等の文章の如く語彙・語法共に奈良朝又はその以前に屬するものをいふ。

(二) 中古文體 竹取物語・伊勢物語・土佐日記・源氏物語枕の草紙・大鏡の文章の如く主として平安朝の語彙又は語法に従へるものをいふ。

近古文體

(三) 近古文體 保元物語・平治物語・源平盛衰記・平家物語・大平記・神皇正統記の文章の如く鎌倉・室町時代に成れるものをいふ。語法は平安朝のものに據れるも、語彙に漢語多く、聲音に音便・促音多くなれり。

擬古文體

(四)擬古文體 述作の年代は後世に屬するも前記の上古・中古・近古の文體を摸して作れるものを總稱して擬古文體といふ。擬古文體の大部分は中古文體を摸倣せるものにして徳川時代國學者の述作にかゝるもの多し。

近代文體

(五)近代文體 主として徳川時代より明治の初年にかけて行はれし文章をいふ。こまかに觀察すれば尙幾種に細別することを得べし。語彙に漢語多く、口調の漢文直譯讀みに似たるものを漢文直譯體といひ、多少の漢語を採用するも語法は古文に從ふ所多く口調の柔かなるものを雅文體といひ、以上兩者をよく折衷したるものを和漢混淆文體といひ、口調の歐文直譯に類するもの多きを歐文直譯體といふ。

現代文體

(六)現代文體 明治の半ば以後より大正の大御代にかけて行は

るる文體をいふ。近代文體の後を承けたるものなれば多少は漢文直譯體・雅文體等の名残をとどむるものあれども大體はよく混和せられて所謂普通文語體をなせり。この外に明治時代よりの言文一致體は精練せられて所謂口語體をなし、近古代より残れる候文體と共に所謂現代の三文體をなせり。

第六節 社會の用途と文體

文章を社會の用途の上より見れば先づ實用を主とする文と娛樂を主とする文に分つことを得べし。娛樂を主とする文をば文學・藝術の文・美文などの名目を以て呼ぶことあり。實用を主とする文は又一般人を相手とする通俗的のものと専門家を相手とする専門的のものとに細別するを得べく、娛樂を主とする文も低級社會を相手とするものと知識階級を相手とするもの

實用の文
藝術の文

とに分つことを得べし。前者を軟文學又は輕文學と呼び、後者を硬文學と呼ぶことあり。娛樂を主とする文の詳細なる研究は文學概論の研究範圍に屬するを以てここには詳説せず。尙今一つ文章を社會の用途より見て分くる分け方あり。普通文・書簡文・式事文これなり。普通文は一般の讀者に公表することを豫想して書きたるものにして新聞雜誌圖書の文大抵はこれなり。

書簡文は特定せる相手のみに讀ますことを豫想して書きたるものにして、主なるものは手紙の文なれどもその他に願・届・伺・照會・證文等を含む。故に或は日用文ともいふことあり。書簡文を語法によりて分てば口語體書簡文と候文體書簡文との二つになるべく、使用する性質によりて分てば私用文と公用文との

普通文
書簡文
式事文

書簡文の
種別

公用文の
種別

二つとなるべし。私用文は内容によりて、祝賀文・見舞文・贈與文・招待文・誘引文・報知文・依頼狀・問合狀・謝禮狀・斷り狀・悔み狀・紹介狀・披露狀・相談狀・勸告文・催促狀・注文狀・證文・送り狀及以上の返答狀等に分つ事あり。公用文は一に文書といひ私人と官公署及び官公署相互間に往復するものにして、内容は、大抵、報知文・問合文・依頼狀・催促狀・證文及び以上の返答狀の六種に限らるるものとす。而して此等は往復する相互の位置・身分によりて名目を異にするること左表の如し。

問合文	報知文	往復者相互の關係		
		内容	官公署へ	官公署より
伺書	届書、申立書、復命書	官公署より	官公署へ	對等の官公署相互間
照會書	通知、通牒	官公署より	官公署へ	對等の官公署相互間
照會書	報告、報知	對等の官公署相互間	官公署へ	對等の官公署相互間
伺書、稟議	開申、副申報告	下級官公署より	上級官公署へ	下級官公署より
照會書	内訓、達、通知、通牒	官公署より	官公署へ	上級官公署より

(一) 返答状
復相は
凡るに
との凡
と公沙へ
一公沙へ
關一公沙へ
しる關一公沙へ
係身署法ばなて關者れ返答
かと上よは指る反係相ば
如なのり官令例對は互往

以上の返答状	證文	催促状	依頼状
指令、沙汰	受取書、履歴書、始末書	請求書	願書、請願書
答申、回答	辭令書、證明書の類	照會書、令状	照會書
回答書		照會書	照會書
指令			申請、上申、内申、副申
回答、答申		督促書	通牒

式事文は祝賀會・葬場・祭場・送別會・卒業式等種々の式場に於て朗讀する文章をいふ。その場合によりて賀表・奉答文・奉悼文・祝辭・誄詞・弔文・祭文・送辭・訓辭・式辭・答辭等種々の名目あり。語法は大抵普通文語體によるものとす。

後篇 下

美書法要領

序 說

古來の書道

わが國の文字を正しく書き、正しく讀み、正しく使用することにつきては既に本篇に於てこれを述べたり。ここには文字を美しく書く上の要領を「美書法要領」と題して記さんとす。その内容は古來「入木道」「書道」又は「書法」と稱せらるるものとほぼ同様なれども古來の「書道」「書法」は甚だ雜漠にして中には漢字の構造・字體の變遷を説き、或は又甚しく實用を顧みざる尙古耽美の説を述べ今日の時勢に適せざるもの多し。故にここには別に「美書

後篇下序 說

法」といふ名目を立て文字を巧に美しく書く心得を系統的に叙述せんとす。蓋しこのごとき美書法の研究は修辭法と相並んで、國語・國字に關する積極的法則ともいふべきものにして國語國字の愛好者が忽せにすべからざるものなりと認めればなり。況んや書き方教授に世界に類例少き多數の時間を割愛せるわが國現下の國語教育界に於てをや。

書道の三
部

書法・書道に關する古人の研究せる事項を通觀するに凡そ三部に分つことを得べし。第一は書く時に於ける身體の一部又は全部の態度を規定せるものにして姿勢論と名づくべく、第二は筆の運動に關する規定にして運筆論と名づくべく、第三は字形の整容に關する規定にして字形論と稱すべし。この外に筆・紙・墨・硯・水等に關する用具論、文字の配置・落款の位置等に關する布

置論の如きをも含めどもこれ等は美書法としては傍係の研究たるに過ぎず。故にここには姿勢論・運筆論・字形論の三章に分ちて古人の研究事項の系統序次を明らかにし、その要項を祖述せんとす。

第一章 姿勢論

腕法 文字を書く時に於ける腕の姿勢を規定するものにして之に三種あり。

(1) 懸腕法 臂を少し上げ肩にりきみなくして筆を把れば恰も腕を懸けたるが如くなるを以て名づく。運動自在にして大字を書く時に適す。

(2) 提腕法 臂を札上につけ、腕首のみ紙より放して書く、腕を提ぐるが如きを以てこの名あり。中字を書くに適す。

(3) 枕腕法 左手を右手の下に枕の如くに置きて書く。運動自在を缺けども細字には適す。

鈎法 坐し又は椅子によりて通常の大さの文字を書く場合に

腕法

鈎法

於ける筆の把り方を規定したるものなり。立ち又は跪きて特別の文字を書く場合に於ける筆の把り方をば**管法**と稱して種規定したるものあれども専門に屬するを以てここに述べず。

(1) 逸鈎 單に食指と大指とを以て筆を持つをいふ。練達の人には時に之に従へども普通の人には適せず。

(2) 單鈎 食指と大指とにて筆を持ち中指以下を以て後より之を支ふるをいふ。鉛筆の如きは大抵の人この法にて持つ。されど筆を垂直に把持するには不便なるを以て習字の上には奨勵せられず。

(3) 雙鈎 食指・中指を前よりかけ、無名指・小指後より之を支へ大指横より之を押へて筆を維持す。古より最も普通に行はるる執筆法なり。

(4) 三鉤 雙鉤の如くにして而も無名指をも前よりかくるなり。普通にはあまり用ひられず。

(5) 都鉤 都^ズべてを鉤する意味にて食指以下四本の指を前よりかけ大指反對の側より之を壓して筆を持つ。幼年者に大字を習はしむるとき用ふることあり。手首の運動不自由にして自ら大筋肉の練習に功あるを以てなり。

以上五法のうち雙鉤法最も實用に適するを以て、この法のみに関し尙種々のことを規定したるものあり。掌指法撥鐙法の如きは沈實にして勢力あるべきをいひ、撥鐙法は雙鉤の際に於ける各指の力の入れ具合を定む。されどその法餘りに煩瑣にして實用に疎ければ茲に述べず。

息法 呼吸を整へて筋肉の不整の運動を防がんとすることに於て一畫の途中には息を殺し、一字を數息にて書する場合には適當の箇所にて呼吸をなすべきをいふ。

第二章 運筆論

文字を書くために筆を動かすことを運筆といひ、運筆の結果生じたる點畫の形態を筆勢といふ。筆勢の美をなすために守るべき法則は下の如し。

筆意の法則

筆鋒の正偏露藏に関する法則

運筆の速度に関する法則

運筆の順序に関する法則

結合に関する法則

連綿に関する法則

筆勢の法則

以下順次その重なるものを説明せん。

筆意の法則 運筆に際して働くところの力の方向及び程度を

筆勢筆意の法則

*源は晋の王羲之の發して之に隋の僧智永の成すといふ

總稱して筆意といひ、筆意の法則を筆法といふ。筆意は筆勢の美醜と大なる關係あるを以て通俗には筆意筆勢と並べて殆んど同一に考へらるることあり。筆意は文字及び書體に應じて千變萬化するものなれども、古來その似たるものをまとめて幾つか基本的のものに彙類すること行はる。永字八法・永字八法變化七十二法・筆法二十四條・二十六點法など皆是なり。此等の内最も簡にして應用廣きは永字八法なり。その基本的筆勢となすもの大略左の如し。

側 永字第一畫の筆意なり。毛筆は必ず直立せしめ、鋒を下して少しく右に引き一轉して左に向ひ軽く掲げて之を抜くなり。點の場合に應用せらる。

勒 永字第二畫の横の筆意なり。筆を臥することなく兩端低

く中央稍高く終は又中央に向つて撥ねかへす意にて筆を抜く。横畫の場合に應用せらる。

努 永字第二畫の縦の筆意なり。筆を少しく左に偃して勒を縦にしたる氣持ちに勢よく引くべし。縦畫の場合に應用せらる。勾の別名あり。

趨 永字第二畫の終の撥ぬる時の筆意なり。須らく筆を蹲し勢を得て然る後に撥ぬべし。左上に向つて撥ぬる場合に應用せらる。

策 永字第三畫の横の筆意なり。兩端は中央に比して稍高く仰ぎ收むる意味にて筆を擧ぐべし。短き横畫の場合に應用せらる。

掠 永字第三畫の右より左への斜畫の筆意なり。力強く筆を

起して速度は急に筆端は銳利ならしめ軽く筆を駐むべし。右より左への斜畫の場合に應用せらる。撇の別名あり。

啄 永字第四畫の筆意なり。右上より左下に向ひ、速度急に鳥の物を啄むか如く勢よく筆を收むべし。右より左への斜畫の短き場合に應用せらる。

磔 永字最終畫の筆意なり。速度は始め急にして終は緩なるべく、勢よく右下に下り、勢盡きたるところにて軽く掲げて筆を收むべし。左より右への斜畫に應用せらる。捺の別名あり。

筆鋒正偏露藏に關する法則 點畫に於て、筆の穂先の先端にて作られたる部分を筆の表オモテといひ、穂の腹にて作られた部分を裏ウラといふ。大抵の文字に於ては筆の表は點畫の左又は上にあらはれ、筆の裏は點畫の右又は下にあらはる。これを正法としこ

露鋒と
藏鋒

の反對を偏法とす。文字・字體に應じ正偏交へ用ひて筆勢の美をなす。名家の筆蹟についてその手心を自得するを要す。又普通の筆勢に於ては筆の表裏は明らかに認めらるるものなれども時として筆勢に筆の先端の通過せしところを明らかに示さざるものあり。お家流の書風の如し。前者を露鋒といひ、後者を藏鋒といふ、露鋒を普通とすれども或は藏鋒によりて却つて筆勢の美をなすことあり。是又名家の筆蹟について鑑みざるべからず。

運筆の速
度

運筆の速度に関する法則 運筆の速度の筆勢に大關係あるは筆意の條に之を述べたり。點畫の場合に於ても筆意によりて緩急度を失はざらんを要す。字體についていはば楷書は緩に行書は稍急に、草書は急なるべし。これ等の法則はすべて實地

運筆の順
序

(一) 安達常
正氏の著
運筆研究
に於て
十二の
掲げたる
法則

の練習に期待せざるべからず。

運筆の順序に関する法則 運筆の順序は點畫相互の關係に影響を及ぼし延いて筆勢の美醜に係る。従つてこれに相當の法則を立つる要あり。古來畫順又は直書運筆と稱してこれが順序を定めたるものあり。近來又これに關する總括的研究もあり。左に普通の文字に應用し得べき汎則六條を述べん。

第一 上下又は上・中・下より成るものは上部よりす。

第二 左右より成るものは左よりす。

例 卵は卵丁、一。 越は走氏。

第三 左・中・右より成るものは中部よりす。

例 川は一川。 學は彳亍字。

第四 横畫と縦畫と十字に切り合ふものは横畫よりす。但し十字の下に尙横畫ある場合には縦畫を最後にするも可なり。

例 王は二一一。右は一ノ口 (本文)

生は三丨。書は三丨日 (但書)

第五 横畫と縦畫とが一點に丁の如く接する場合に於て(イ)縦畫が横畫の左にあるときは縦畫よりし、(ロ)縦畫が横畫の右又は下にあるときは横畫よりす。

(一) 丁、フ、
ハ、
の
時
に
は
横
畫
よ
り
す
例
外
に
除
き
な
す

例 上は丨一一。成はノ一丁。 (イの時)

北は—ノノ。刀はノノ。 (ロの時)

第六 大抵主部を始にし附屬部を後にす。

例 區は一品丨。返は反。戈は弋ノ、。

結合に關する法則 點畫の結合は或は深く、或は淺く、縦に肥え

横に瘦せ、少畫の字に肥え、多畫の字に瘦するなど時に應じ場合に依り變化の妙を極めざるべからず。これ等に關しても詳細は實地の練達に任せざるべからず。

連綿の法則 此は二字の間に存する筆勢の關係をいふ。多くの字を排列する場合に於ては一字一字の筆勢を崩さざる範圍に於て各字間に筆勢上統一せる聯絡あるを要す。これ連綿の法則なり。

第三章 字形論

間架結構

點畫の筆勢ととのふとも一字としての形態不美なるときは美書の目的を達せず。字形論に於ては専ら一字としての形を美的に整ふる上の法則を研究す。字形のことを古來間架結構といふ。間架はもと點畫間の距離間隔にして、結構は一字としての組み立てをいふ。字形を整ふる上に於ては何れも肝要なり。字形を如何に整ふべきかにつきては古來抽象的の法則を立てたるものなきにあらざれど煩瑣にして應用に便ならず寧ろ半具體的に例によりて法則を歸納し來るを可とす。この意味に於て明の李淳進の立てたる結構八十四法の如きは一讀の價値あり。左に之を譯出せん。

(一)歐陽率
更三十六
法如

*字體
正體なら
ぬのあら
れど暫く
改めず

結構八十四法

- 宇宙官宮 上より覆ひたる蓋ある字は宜しく下を覆ふ如く書くべし。
- 直且至里 上に物を載せたる字は宜しく上を軽く下を重くなす氣味にて書くべし。
- 助幼即却 左に譲りたる字は左昂く右低く凡て左に謙退して書くべし。
- 晴竦績時 右に譲りたる字は右聳左平にして凡て右に依頼する氣味にて書くべし。
- 體輔願順 左右即ち扁旁平等の字は兩人相對する如く左右等しく均合せしむべし。
- 謝樹衛術 三箇排列の字は中央を正しくし左右を拱揖する如くす。
- 變嚮需留 上下二段の字は上下均しくなすべし。されど時に少しく加減して可なり。
- 章意素累 三段の字は平均を失はざる穩且疎密に注意すべし。
- 雷雪普昔 上に場所を占めたる字は上を潤くすべし。
- 衆界要禹 下に場所を占めたる字は下を潤くすべし。
- 數敬劉對 左に場所を占めたる字は左を大にして細く書き右を小にして肥えしむべし。
- 騰施故地 右に場所を占めたる字は右を大にして細く左を窄にして肥えしむべし。
- 弼辦衍仰 左右に場所を占めたる字は左右は瘦せて長く中間は肥えて短くすべし。

後篇下 第三章 字形論

鸞鶯鶯叢 上下に場所を占めたる字は中間を小にして上下を寛にすべし。
 蕃華衝擲 中間に場所を占めたる字は寛大にして軽く兩頭は窄小にして重き氣味に書くべし。
 冠寇宓宅 上下よりはれたる字は上蓋窄小にして勾短く下腕寛大にして伸長せしむべし。
 國固門闌 平四角の字は上兩角を平かに下兩角を齊しくするを法とす其氣味にて書くべし。
 南丙雨而 兩肩の開きたる字は上の兩肩を開き下の兩脚を直脚になすべからず。
 壽墨書量 勻畫の字は宜しく黑白を平均せしむべし。
 馨聲繁繫 錯綜せる字は寛に書き開散せぬ横注意すべし。
 瓜爪川不 疎なる字の撇(左へのハネ)は須く展ぶべし然らざればいぢけたる字となる。
 繼纒纏纏 小なる畫の多き字はよく排置して混雜すべからず。
 車申中市 縦畫は下を細くすべき字なり。下を太くすれば氣韻なし。
 軍年單畢 縦畫は下を太くすべき字なり。下を細くすれば力なし。
 師明牡野 上平なる字は左を小にして上を平かにすべし。
 朝叙叔細 下平なる字は右を小にして下を平かにすべし。
 寧可享市 上寬の字は下面大なるはわろし。長方なるべし。

春眷夫太 下寬の字は上面尖を成し短方なるべし。
 煖癸食黍 捺(左へのハネ)を宜しく減すべし悉皆捺すべからず。
 禁楚戔戀 勾(永字八法の通)を宜しく減すべし悉く勾すれば見苦し。
 婁喜吾妻 横に譲りたる字は横畫を長くすべし。
 甲千平市 豎に譲りたる字は縦畫を眞直に引き左右に偏すべからず。
 此亡也也 斜勒の字は勒平かなれば勢を失ふ斜なるを佳とす。
 三云去丕 平勒の字は偏すべからず偏すれば威儀を失ふ。
 丈尺吏曳 縦波(右下へのハネ)は臆頭にして尾を取むべし。
 道之是足 横波(右横へのハネ)の波先須く頭を折りて胸を寛くすべし。
 武成幾夷 經戈の戈は力なくして彎曲すること無き様子に注意すべし。
 心思志必 横戈の戈は平かなるを厭うて曲るを厭はず。
 烏馬焉爲 屈脚の字は勾尖二點を包擁する氣味なるべし。
 天文友父 承上の字の又は宜しく中央に對せしむべきなり。
 曾善英羊 會頭の字は上開き下合すべきなり。

其具典與 其脚の字は上合し下開くべきなり。

罔周同冊 長方の字は直にして寛大なるを宜しとす。

西曲回田 短方の字は兩肩平開せしむるを宜しとす。

民氏良長 搭勾(ハネを別にす)の字は須らく勾を別に搭すべし。

友及反凌 重撇の字は撇を宛轉せしむべく平行するはわろし。

采孚妥受 攢點の字は上一點下三點黑白齊しきを要す硯石の如きはわろし。

無照點然 排點の字は點を須らく變更すべし然らざれば布碁の癖となる。

菊蜀蜀曷 勾弩の字は勾裏に屈すべからず。

甸句勾勻 勾裏の字は勾弩を用ふべからず。

東東來未 中勾の字は直正なるを要す。

乎手予于 綽勾の字は程よく書くべしあまり正に偏すべからず。

紫訾旭勉 伸勾の字は屈伸ともに中の字抱へ込む氣味にすべし。

鷓鳩輝類 風勾の勢は大ならずして退縮せしむべし。

笄并亦弗 左垂の字は右邊長きを用ふべからず。

升舛卯拜 右垂の字は左邊短きを要す。

會合金舍 蓋下の字は左右を均合にすべし。

琴谷吞吝 趁下の字は兩邊平展なるを貴ぶ。

風風飛氣 縱腕の字の右のはねは宜しく長く彎曲して右上に向はしむべし。

見毛尤氣 橫腕の字の右のはねは圓滑にして長くすべし蜂腰を忌む。

尹戶居庶 縱撇の字の撇は短きを忌む。

孝老省少 橫撇の字の撇は長くすべし鼠尾を忌む。

參彥形彫 聯撇の字は下撇の首を上撇の胸に對せしむべし。

沐波池海 散水の字は下點の鋒先上點の尾に應せしむべし。

土止山公 肥ゆべき字なれども腫れたる如きはわろし。

了卜才寸 瘦せたる字は少しく瘦せしむべしされど枯瘦なるべからず。

羸癘龜鼉 密なる字は各部等しく書くべし。

上下士千 疎なる字は豊かなるを貴ぶ。

品品晶霽 堆き字は重疊を程よくすべし。

鬱鬱鬱鬱 積みたる字は整然として素るべからず。

入八乙己 偏なる字は宜しく偏稱すべし。

鬱鬱樂樂 圓なる字は周圍圓なるを喜ぶ。

母勿乃力 斜なる字は斜に書くべきなれど字の中心は正しくすべし。

主王正本 正なる字は四方正しかるべし。

哥昌呂圭 重なる字は下大なるを要す。

竹林羽弱 併なる字は右大なるを要す。

自目耳茸 長き字は短きを喜ばず。

白曰白四 短き字は切に長からんを求むべからず。

靈麗囊索 大なる字は既に大なり而して攢簇を妙とす。

ム口小工 小なる字は小にすべしと雖も豐なるを貴ぶ。

好妙舒筋 向へる字は相迎へせしむと雖も手足は迴避せしむべし。

孔乳兆非 背ける字は各背かしむべしと雖も脈絡は自ら貫通すべきなり。

一二十了 孤なる字は輕浮枯瘦を避くべし。

日月弓乍 單なる字は俊麗清長なるを宜しとす。

國語の研究 終

後篇下 第三章 字形論

大正六年四月廿八日印刷
大正六年五月三日發行

(國語の研究)
正價金壹圓

著者權所有
~~(本納)~~

著者

佐藤富三郎

發行者

江藤邦松

印刷者

東京市京橋區弓町廿五番地
高橋郁

印刷所

東京市京橋區弓町廿五番地
三協印刷株式會社

發行所

東京市日本橋區檜物町三〇番
弘學館書店
大阪市東區淡路町五〇八番
金正堂書店
振替口座大阪九〇八番

7112-36

356
292

終

